

文部時報

昭和五十三年九月
第一二一六号

特集 文化財の保護

日本伝統文化の特性

林屋辰三郎

〔座談会〕

生活の中に生きる伝統文化

8

(出席者) 戸塚 文子・山中 昌裕・栗原 一登

田原 久・八司会▽菴谷 利雄

漆碗をめぐるって

福岡縫太郎

文化財と科学的保存

関野 克

近代建築の保存

村松貞次郎

——その調査と当面の問題点——

〔解説〕

国立の芸能公開施設について

文化庁無形文化民俗文化課

〔資料〕

無形文化財等指定一覧

58

〔現地ルポ〕

「標津町の広域遺跡保存」について

柳沢 巽

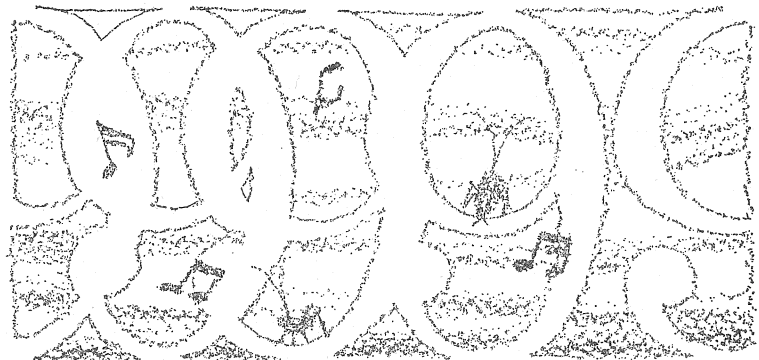
十八年ぶりに復活した小浜の壬生狂言

高橋 秀雄

随想

標準・目安・制限

林 大 48



法人紹介

財団法人 文化財建造物保存技術協会

日名子元雄

特別連載

変わる国公立大学入試④

大学局大学課

連載第五回

世界の民族——黒アフリカ——

和田 正平

海外教育ニュース

大臣官房調査統計課

芸術振興に関する連邦の政策(アメリカ) / 教育と青少年

問題(アメリカ) / 学校五日制実施の原則(西ドイツ)

文部省のまど

「教材基準」を改訂

初等中等教育局財務課

測地審「地震・火山噴火予知計画」を建議

学術国際局学術課

文化庁創設十周年記念式典行われる

文化庁庶務課

「地域社会と文化に関する小委員会」を

名古屋で開催——中教審——

大臣官房企画室

昭和五十一年度地方教育費、七兆円を超える……大臣官房調査統計課

ひしめく四十歳代から五十歳代へ……大臣官房調査統計課

霞が関ニュース

やや改善した大卒者の就職……大臣官房企画室

文化財 写真と解説

1 / 表紙絵募集要領

表紙 青木 茂生 カット 内部 敬生

94

近代建築の保存

——その調査と当面の問題点——

村松 貞次郎

「現存する近代建築調査」の経緯

戦後、世界的な近代建築史の見直しの機運の中で、日本でもこれまでほとんど無視されていた明治建築の建築史的研究および再評価の動きが盛んになった。日本建築学会でもそうした建築史研究者の論文発表が相次ぐようになり、また現存する明治建築の全国調査も行われるようになった。全国調査は明治建築研究者のほとんどを網羅して昭和三十五年左右から各地で着手され、数次にわたる地区別のリストの発表、全国リストの中間発表を経て、昭和四十五年一月『全国明治洋

風建築リスト』（一九六九年改訂版第三回『建築雑誌』昭和四十五年一月号）として結実した。これは約十年の年月を要したもので、現在明治洋風建築約一、二〇〇件が収載された（注し）。

また、このリスト収載予定の建築の中から主要なもの一八六件を選んで（この選ぶということが実際にはなかなか困難であるが、この時は筆者が独断で選定した）昭和四十四年一月四日・五日兩日の『朝日新聞』朝刊紙上に発表した。また同年二月二十六日にはリスト原稿が日本建築学会長名をもって文化庁文化財保護審議会事務局長宛に提出された。これは前年四月に文化庁から学会宛になされた「調査協力方依頼」に応えたも

のである。

なお前記『朝日新聞』に発表された一八六件については、五年後に同新聞社がそれらの追跡調査を行って、その九割以上が「楽隠居」として博物館・民俗資料館などに転用されて健在であると報じており、また一方リスト外（一八六件外）のものや、大正以後の名建築の急速な消滅も伝えている（注2）。

これは、この種の建築リストに何らかの選定・評価を付して発表することに伴うメリットとデメリットを端的に示す事例として注目されるべきものであろう。

さきの「全国明治洋風建築リスト」の発表された『建築雑誌』昭和四十五年一月号は、皮肉なことに「大正の建築」を主集（特集）したものであった。これは明治建築の全国調査に当たった関係者が、そのフィールド・ワークの体験を通じて、現に調査している明治建築そのものよりも、もっと速いスピードで大正以後の主要な建築が破壊されていることを知った一種の焦りを反映したものと見ることもできる。世はまさに高度成長の絶頂期だった。

同時にそのころから日本の折衷主義建築の再評価の機運がたかまってきた。ここで言う折衷主義建築とは年代的には大

正・昭和戦前のオフィス・ビルや銀行建築などを主とするもので、明治一代を通じて多分に稚拙で荒々しい西洋建築の様式の学習期を終えて、様式の表出の成熟・内部空間とその意匠の充実が見られるようになった時期のものである。

このような機運が徐々にたかまって、日本建築学会昭和四十九年大会（於福井）の歴史・意匠部門の合同研究協議会のテーマとして「折衷主義建築の評価のために——日本近代建築史の再検討——」が取り上げられた（注3）。このテーマの含む時代は大正・昭和戦前迄であって、とくにその様式的な建築は従来ほとんど注目されていなかっただけに大きな反響を呼んだ。またこの協議会用資料として『大正・昭和初期（一九二〇～一九四五）の建築現存リスト——全国編・第一次』が作成され配布された。これは全国一七の大学研究室など研究機関および一部地方自治体などの協力によって作成されたもので、一四都道府県にわたって約一、四〇〇件がリストアップされた。

これが現存する近代建築の全国リストの嚆矢となったものであるが、その年（昭和四十九年）の十二月には日本建築学会歴史・意匠委員会のもとに「大正・昭和戦前建築調査小委員

会」(主査、村松貞次郎)が設置され、全国リストの完成およびその評価の研究を目的として本格的に活動を開始した。

格付けの難し

前記小委員会は主査以下全国の研究者約四〇名をもって構成され、さらに工業高校の教師たちの協力も得られ、全国の悉皆調査を原則として行っている。昭和五十一年十二月には『大正・昭和初期(一九二二—一九四五)建築現存リスト——全国編・第二次』が印刷発行された。これはもちろんまだ中間段階のものであったが、それでも約四、五〇〇件がリスト・アップされた。そうして現在、昭和五十四年春の最終リスト公刊を目標に鋭意作業が進められているのである。現在の主な作業は未調査地区の補充および共通評価方式の研究であって、最終的には収載件数は約一万件に達すると予想される。なおその共通評価方式の問題は難行中である。約一万件のリストは学術研究資料としては十分に価値のあるもので、学会での作業結果としてもふさわしいものであるが、文化財保護行政をはじめ一般市民に対する働きかけの資料としては漠然としてポイントのつかみ難い憾みがある。したがって

A・B・C・D等のランク付け、あるいは〇付などによって主要なものを一定数以下に絞ることは当然考えられるところであるが、個々の建築作品の評価は調査者(研究者)によって意見の分かれるところがあるのは当然であり、また地方性といったものも考慮せざるを得ないし、全国リストとなればその地方性に基づく評価を、あるレベルに調整・統合せねばならぬという矛盾の多い作業を行わねばならない。『難行』の主要な理由は内部的にはこのような点にあるが、対外的にはランキングして発表した場合のメリットとともにデメリットも深く考慮しなければならぬことは、本稿の初めに述べたところであり、現実にはこれが大きな制約となっていることも事実である。しかし最終的には調査・研究者の納得の行く線、しかも行政および対社会的にも十分に意味のあるまとめ方と発表の方式が案出されるものと筆者は比較的楽な気持ちでいる。なおこうした気運を促進する意味合いにおいても、文化庁が独自で、もちろん学会リストなどを参照し、主として行政庁間の情報をもとに、例えば官庁建築だけについても、主要と思われるもの——ごく限られた数で結構であるから——リストを公表することも考えられるところである。

なお論旨が前後するかも知れないが、ここで学会リストの将来における『活用』についての筆者の個人的構想を述べさせて貰えば、もし適当な数(数百から千件程度)にリストが絞られれば、それをもって日本建築学会長名で建設省、文部省などの関係省庁宛に要望書の如きものを提出し、そのリストに登載されている建築については、その取り壊し、大規模な増改修に際して必ず事前に建築学会宛情報を寄せて貰うようにしたいものである。これは最低限記録保存の機会だけは確保したいという苦い体験に即した構想で、もちろん行政的にはまったくの素人の発想であるが、欧米、とくにフランスなどの「登録文化財」の制度を遠くの目標として見ながら、ごく控え目な考えである筈。

官公庁建築で先鞭を

現在進行中の日本建築学会における近代建築リストの作成作業を総括して、筆者はその現存するものをほぼ次のように大きく分類することができると考えている。

(1) いわゆる近代(主義)建築で、従来の日本近代建築史の主流として言及されてきているもの。例、大阪ガスピ

- ル(大阪、安井武雄設計、昭8)・日向別邸(熱海、フルノ・タウト、昭9)・宇部市民館(宇部、村野藤吾、昭12)・大阪中央郵便局(大阪、吉田鉄郎、昭14)・旧岸記念体育館(東京、丹下健三、昭16)
- (2) 戦前の大家の作品であるが、いわゆる様式建築として従来日本近代建築史上に十分評価されていなかったもの、あるいはほとんど無視されていたもの。例、大阪ビル(大阪、渡辺 節、大14)・日本綿業クラブ(大阪、渡辺 節、昭6)・明治生命館(東京、岡田信一郎、昭9)・山口県庁舎(山口、大熊・武田、大5) などをはじめ、東京丸の内附近の銀行・オフィス・ビル等例が多い。
- (3) 本格的な習練を積んだ建築家の作品であるが、前記のようないわゆる大家でない人びとの様式建築
- (4) 無名の建築家・技術者の作品ではあるが、それぞれの都市の市民の記憶につながる作品、あるいは時代相や注目すべき個性・地方性を濃厚に持ったもの
- (5) 街の棟梁・ブリキ屋などの職人あるいは素人の建築主自身の設計になるもので、強烈な庶民的・個性的な表現を持ち、しかも街の景観を構成する重要な因子となつて

いるもの。例、東京神田の裏街などに見られるいわゆる「看板建築」

(6) その他、旧同潤会のアパート、あるいは戦前の田園都市住宅など近代日本の住宅史上に重要な意味を持つもの。典型的な建売り住宅、懸賞設計競技による文化住宅、行政の歴史を物語る官庁建築、あるいは建築技術の歴史を研究する上で重要な資料となる建築。いわゆる産業史上・産業考古学上重要な意味を持つ建築、など

以上はもちろん建築史学の立場からの分類であるが、保存・再利用といった、とくに行政上の立場からすれば、さらに現実に即した分類もされるべきであろう。例えば文部省の学校関係建築、最高裁の裁判所関係建築、法務省の旧刑務所関係建築、郵政省および電々公社関係、国鉄関係等々、それぞれの官公庁の立場からの見直しと評価は、むしろ緊急にされるべきものと思われる。近代建築の保存という見地から一般にさきがけて行われるべきである、とも言えよう。すでに郵政省など一部官庁ではO・Bや学識経験者をもって構成される組織を設けて全国的な見直しを行っているところもある。また旧刑務所の建物もその立地問題、受刑者の生活環

かし、竣工してきて、改めて郵便局舎の全国的な見直しを行うと、明治の郵便局舎は、いわゆる特定郵便局を除いて、中京郵便局を含めて僅か三棟しか現存していなかったことが判明した。中京郵便局舎はその中でも規模・質ともにもっとも傑出したものであったことを知って、がくぜんとし、ついで胸を撫でおろした、という話も聞いている。こうしたことは、他の官公庁建築の保存におけるまさに頂門の一針となる。

評価と保存対策の関連

すでにおりにふれて述べたように、近代建築の保存を考慮する場合、やはり第一にその評価の問題がつきまとう。古社寺などに比べると近代建築は文字通り竣工後日が浅く、時間の淘汰を十分に経ていない。しかも建築の種類がきわめて多岐にわたる。社会の急速な変貌を反映して増・改築されていることが多い。こうしたかなり具体的な問題から、建築史研究者、所有者あるいは使用者など評価する者の多種多様な価値観の違いなど統一的な評価を妨げる要因は無数にあると言っ

てよい。また一方、その評価は直ちに当該建築の保存か破壊

境の改善あるいは一部建築の考朽化（例えば打ち放し鉄筋コンクリートの腐蝕の激しい東京拘置所）などの対策を策定するた

め、全国的な見直しが行われはじめていると筆者は側聞している。こうしたことは各官公庁とも、その全国的な営繕計画の大綱を策定するためにも緊急に必要な作業であり、近代建築の保存という課題に対して、もっとも早く、もっとも具体的に立ち向かわざるをえない立場にあると思われる。文化庁としては、その官庁間の情報機能をフルに活用し、独自のリストの集成をはじめ、保存・転用等のデータを集積して、その共通の指針の如きものの作成につとめるべきであろう。本年四月に竣工した京都の中京郵便局舎の増・改修工事は、明治三十五年竣工の赤レンガの旧庁舎のいわゆるファサード（外観）保存工事の代表例であり、昨秋に竣工の旧近衛師團司令部庁舎の近代美術館工芸館への転用工事とともに好評を得たものである。ところでこの中京郵便局舎の場合、当初郵政省当局は旧局舎を撤去して新局舎を新築する予定でいたが、主として都市景観の保全という見地からの地元民あるいは日本建築学会などの強い保存要望に、いわば、しぶしぶ、応じた形でファサード保存に踏み切ったものである。し

か、保存ならばその具体的な方法如何といった問題に直結することが多いだけに、純粹に作品そのものを評価することを困難にしている事情もある。さらに近代建築は日本の都市景観の主要な構成要素となる立地にあることが多いだけに、市民のコンセンサスの動向如何という問題も両刃の剣的な作用があることも否めない。それと似たような意味で、近代建築は転用・再利用が可能なケースが多い。そのこと自体は保存にとって有利な条件ではあるが、もともと比較・選択概念である評価の公正さを曲げることにもなりやすい。保存を急ぐあまりの無原則主義は、他面で保存に対する理解と協力を損う結果にもなるからである。

評価の困難さについて述べてきたが、近代建築はまた古社寺・民家などとまた違った評価の基準があることも考えねばならない。

国の「国宝及び重要文化財指定基準」には周知のように、
(一)意匠的に優秀なもの (二)技術的に優秀なもの (三)歴史的価値の高いもの (四)学術的価値の高いもの (五)流派的又は地方的特色において顕著なもの、の五号があげられ、その一に該当するもの、とされている。また「重要伝統的建造物群保存

地区選定基準」においてもほぼ同様趣旨の三号があげられている。近代建築の評価基準もこれらの各号を時に応じて拡大解釈すれば、それでカバーできるとも考えられるが、やはり評価の重点の置き方、新しい見地を意識的に附加することも考えられてしかるべきであろう。

例えば産業・科学面での学術史上の価値とか、都市景観上の新しい視点での評価、あるいは一部の官公庁建築やオフィス・ビル(例えば旧丸ビルなど)のように行政史上、経済・社会・風俗史上の評価を優先させねばならぬこともある。

文化庁はさきに「近代建築保存対策に関する研究調査協力者会議」(座長内田祥哉東大教授、構造計画学専攻)を設置し、昭和五十二年七月二十一日第一回会議以来今日まで数回の会議を開催している。これは建築歴史の専門家だけでなく、建築構造学・同材料学・同施工学・同計画学・都市計画学などの専門家九名および特別協力者三名(藤島亥次郎・大岡 実・関野 克の三氏)よりなるもので、いわば建築学を縦に網羅した人員構成になっている。これは近代建築の保存対策が、その建築史的評価だけでなく、その耐久度の判定と補強法、あるいは再活用のための設計上の諸問題と密接なかかわりが

済上のきびしい「破壊願望」にさらされているのである。これは筆者自身のいくつかの近代建築保存のための苦い体験を通じて言えることである。

なお「近代建築」なる言葉の規定も実際には重要な意味を持つ。またその保存の各種の手法と問題点にも触れる必要があるかと思うが、紙面の関係もあり、ここでは割愛させて頂いた。他日を期したい。

あるという認識に立ったまったく新しい構想である。

昭和五十三年五月十五日文化庁長官決裁のその研究調査の要項は、

一 目的 近代建築、特に市街地に所在する煉瓦、石およびコンクリート造等の建物の保存について、その基礎事項を調査審議し、将来の保存対策を樹立することを目的とする。

二 研究調査事項

- (1) 主要近代建築の選定方針に関すること。
- (2) 近代建築の耐久度とその補強法に関すること。
- (3) 近代建築の再活用に関すること。
- (4) その他近代建築保存対策上必要な事項に関すること。

などをあげて、評価と保存対策が密接に関連していることを物語っている。

極論すれば、近代建築の場合、保存対策の見透しのない、方法的に確信のない評価は現実においては無意味であるとまで断言することができよう。それほどまでに近代建築は、とくに市街地にあつては——それが多いのだが——社会・経

注

- 1 その経過やリスト内容の分析などについては、村松貞次郎、明治建築総合調査——その経過・成果・展望——、『建築雑誌』(建築年報一九七〇) Vol. 85, No. 1023, 1970. 5.
- 2 朝日新聞(朝刊)、昭和四十九年四月十五日。
- 3 山本学治他二名の基調講演要旨は『建築雑誌』Vol. 89, No. 1084, 1974. 9, p. 779~782に、また研究協議会討論の概要は『建築雑誌』Vol. 90, No. 1092, p. 407~409, に詳し。
- 4 最近刊行された記録保存の主なものとして次の二つがある。
日本赤十字社編・発行、『日本赤十字社旧社屋建築記録』、昭和五十三年二月。
郵政大臣官房建築部編・発行、『建築記録・東京通信病院』、昭和五十三年三月。

(東京大学教授)

編 集 後 記

◇今年の夏は各地で記録的な暑さが続き、深刻な水不足に悩まされた地方が多かったようですが、読者の皆さんにとって、この夏はいかがでしたでしょうか。

◇今月は文化財の保護、特に私たちの生活の中に生きている伝統文化を中心にとりあげてみました。

科学技術の飛躍的な進歩によって、私たちの日常生活面でも便利なきが多くなりました。しかし、反面これに伴って、生活様式も昔と比べると随分変わってきており、昔からの慣習、生活用品などで、それがいつしか消え去っていくという現象も多々見られるようになりました。

そこで、この際、我々の祖先が長い歴史の中でつくりあげた伝統的な民俗文化を、もう一度見直してみようではないかという気運が高まっています。

貴重な文化資産の保護とそれの活用のためにはどうしたらよいか、識者の方々にいろいろな角度から論じていただきました。

◇来月号では、高等学校の新学期指導要領について特筆します。

MEJ 61 月刊 「文部時報」 9月号 第1216号

著作権
所有

文 部 省

昭和53年9月5日 印刷
昭和53年9月10日 発行

発行所 株式会社きようせい

定価 200円 (〒33円)

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)

年間購読料 2400円 (〒共)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)

電話 東京(268) 2141 (代表)
振替口座 東京9-161番

印刷所 株式会社 行政学会印刷所

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を
申し受けます

* なお、購読の申し込みは、直接営業所または
もよりの書店をお願いします